

常任委員会における所管事務調査について(案) ～常任委員会の深化に向けた新たな取り組み～

1. はじめに

当市議会は、議会報告・意見交換会による市民からの意見反映と議会による行政評価を起点に、これまで政策サイクルの実現を図ってきたが、その基本となる活動は、常任委員会の主体的な活動であり、地方自治法において位置付けられている「所管事務調査」となる。

常任委員会が、市政の課題に適切かつ速やかに対応していくため、常任委員会の専門性と特性を活かし、その機能を十分に発揮できるよう、これまで以上に所管事務調査の積極的な活用を図る。

2. 所管事務調査の積極的な活用の目的

- (1) 会期中、閉会中を問わず、行政執行の監視機能を強化し、専門性を活かした政策提言等を行うなど、**政策サイクルを実現することで住民の福祉の向上につなげる。**
- (2) 調査の手法や手順、調査結果に基づく委員会としての取り扱い、政策提言に対する検証の必要性などを再認識することで、**これまでの活動を「見える化」し、委員の構成は変わっても、委員会活動が途切れることがないようにする。**

3. 所管事務調査に係る新たな取り組み * 下線部は新たな取り組み事項

(1) 委員会改選時

ア) 委員会改選時の議会の常任委員会においては、所管事務の調査項目を念頭に(所管項目全部)、閉会中の「**所管事務調査に係る継続調査の申し出について**」の決定を行い、まずは、本会議において議決を行う。

(2) 閉会中に所管事務調査を実施する場合

ア) 当該委員会が所管する範囲内で、常任委員会の所管事務調査事項(テーマ)を決定するため、**予め当該の各委員から「所管事務調査項目提案書」の提出を求め、具体的な調査テーマを決定する。**

イ) 委員会において閉会中も継続して調査をすることを決定し、「閉会中の継続調査申出書」を議長へ通知する。

ウ) 議長は本件について、直近の定例会に報告し、会議に諮って議決する。

エ) 閉会中の所管事務調査に係る継続調査は、議会において議決がされていれば、その事件に限り開催することができる。現在、その多くは「勉強会扱い」になっているため、今後、実施にあたっては、正式な委員会として開催する。

オ) 閉会中に正式な委員会として審査又は調査をする場合は、予め委員会において決定し、議長に対して「派遣承認請求書」を提出する。

(3) 会期中に所管事務調査を実施する場合

ア) 当該の委員会が所管する範囲内で、会期中に常任委員会の所管事務調査事項(テーマ)を決定する場合は、急を要するため「所管事務調査項目提案書」の提出を経ずに、委員会において、調査テーマを決定し「所管事務調査通知書」により議長に通知する。

イ) 会期中の所管事務調査については、当該定例会において、所管事務調査の活動報告を任意で行う。

(4) 調査の手法及び手順

ア) 所管事務調査は、付託案件の審査とは異なり、常任委員会の主体的なテーマ定に基づく調査であり、正副委員長の選任や委員会改選時は、「所管事務調査の運用針・計画」の策定を行うように努める。

イ) 策定にあたっては、予め委員長は運用方針・計画(案)をつくり、委員会協議会等において提案し、協議の上決定するように努める。

(5) 調査期間

ア) 「調査期間」については、原則として、委員の任期(2年間)とする。なお、期間以内に調査テーマの調査が終了した場合やその時々の政策課題に対処するため、委員の任期に限らず、必要に応じて、調査テーマと調査期間を設け、所管事務調査が実施できるよう努める。

(6) 調査報告、提言及び周知

ア) 当該委員会において政策提言を行う場合は、政策提言を含めた「所管事務調査報告書」を作成するとともに、予め全員協議会ないしは政策討論会を経たうえで、定例会において議決し、議長名で市長に対して提言を行う。

イ) 政策提言を提出した後は、執行機関側からその後の反映状況について回答を求め検証を行う。

ウ) 「調査テーマ」「調査の過程」「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会のホームページ及び市議会だよりへの記載を基本として、随時情報発信を行う。